(8) 不適正な行政財産使用料の納入

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
教育委員会事務局教育振興室支援教育課	行政財産使用許可使用料については、使用開始日前に納入しなければならないが、泉南支援学校敷地における平成26年度の行政財産使用許可に係る使用料が、使用開始日前に納入されていなかった。 使用許可期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日納期限 平成26年3月28日収納日 平成26年4月4日	【是正を求めるもの】 行政財産使用料条例第4条の規定に違反している。 今後は、行政財産使用許可使用料の歳入事務について、関係法令、通知等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。	